

公益財団法人移行を目指す文化振興財団が管理する文化会館



一般質問

6月定例会では、29人の議員が一般質問を行いました。質問の持ち時間は答弁を含めて1人60分。ここでは紙面の都合上、1人1項目を選び質問・答弁を要約し、ジャンルごとにまとめて掲載しました。

<会派の略称>

民主・市民=民主・市民連合 みらい=みらい・つばさ
社民・市民=社民・市民ネット

※一般質問後に会派及び議員名の表記に変更がありましたが、ここでは質問時の会派及び議員名の表記で掲載しています。

行政

平和学習青少年長崎派遣事業

勝亦竜大議員(社民・市民)
平成22年8月、市内中学生16名が平和学習青少年長崎派遣団として長崎市主催の平和事業に参加する。毎

**参加者の体験をどう継承するのか
IT活用を含む施策の可能性を検討**

年の派遣は困難な状況の中で、今回参加した中学生が持ち帰る様々な体験や思いをどのように継承、共有していくかが課題と考える。IT技術の活用を含めた市の

の継承策を問う。
答 今回の派遣は、被爆地長崎で開催される青少年ピースフォーラムに参加して全国からの参加者と共に実践的な平和学習を行うものであり、ここで得られる貴重な体験の継承は重要なことである。ITを活用した施策の可能性については、今後検討していきたい。

財政における事業仕分け

田中幸太郎議員(みらい)
平成22年度予算においては約60億円の財政不足が生じ、赤字地方債などによって収支の均衡が図られた。

**行政と議会の在り方も仕分けが必要
議会において議論していただきたい**

コスト削減策の一つとして「事業仕分け」を行うこととであるが、予算削減の観点から、行政と議会の在り方について市民目線で見直していく「仕分け」も必要と考えるが、いかがか。
答 事業仕分けは、本市で初めての試みであり、23年度予算への結果反映を見据えて仕分け対象を決めたい。行政と議会の在り方は、23年度に結論が得られるものではないので、事業仕分けではなく、多くの意見を求めながら、議会において議論を深めていただきたい。

公益法人制度改革

岩井清郎議員(みらい)
公益法人制度改革関連3法が施行された。市川市福祉公社は一般財団法人への移行に向け準備を進めているし、どう対応していくのか。

**新制度移行に向けた市の対応は
適合チェック等の準備を進めている**

とすることだが、出資金と剰余金を合わせた約6億円の取り扱いは十分検討すべきと指摘する。新制度に移行する他の公益法人に対する対応も進めている。

答 福祉公社については、社会福祉法人への移行は困難との県の回答があったことから、平成23年度中の一般財団法人移行を目指し準備を進めている。文化振興財団は23年度中、清掃公社の基金は24年度中を目標に、公益財団法人移行への公益認定基準の適合チェック等の準備を進めている。

自主財源の確保

金子貞作議員(日本共産党)
固定資産税額が上がっているのに比べ、本市の道路占用料は平成12年の条例改正以来、料金の引き上げが

**道路占用料等応分の負担求めるべき
検証行い見直しを進めていく**

ない。近隣市並みに引き上げれば、かなりの税収増が考えられる。財政健全化のためにも、企業に理解を得て、応分の負担を求めるべきである。道路占用料等の

自主財源確保の考えを問う。
答 自主財源の安定的な確保は、本市の重要な財政課題と認識している。今後、市税等の収納率の向上と道路占用料を含めた使用料、手数料等の受益者負担の適正化について検証を行い、資産の有効利用も含めて、しっかりと目標を立て、見直しを進めていく。

下水道

市川駅南地域の浸水対策

二瓶忠良議員(日本共産党)
市川駅南地域では今でも大雨による道路冠水や住宅への被害が生じている。また、東京外郭環状道路は平

**外環道路工事に伴う雨水排水計画は
ポンプ場2カ所を新設して対応**

地下方式で工事が進められているが、このため雨水の排水路が東西に分断されることになる。分断を考慮した排水計画について問う。
答 外環道路東側の地域は、

雨水幹線が地下で道路を横断し大和田2丁目地先に新設するポンプ場から、また、西側の地域については、既設の株川(まぐさかわ)排水機場の他、市川南3丁目地先に新設するポンプ場からそれぞれ江戸川へ放流する計画である。平成27年の外環道路供用開始に合わせて、必要な手続きを進めていく。

子ども

保育園待機児童の解消

大川正博議員(公明党)
本市における保育園の待機児童数は平成22年5月時点で467名と、1月より212名減少したが、まだ

**平成23年度の待機児童解消策は
様々な施策を総合的に推進する**

まだ多いのが現状である。23年度の待機児童解消策について問う。また、児童扶養手当を受給対象外であった父子家庭に拡大する改正法が成立したが、その周知を図っていく。

等の対応はどうか。
答 23年度は保育園の新設や増改築による計170名の定員増の他、一時預かり保育の充実など様々な施策を総合的に推進する。また、父子家庭への児童扶養手当の支給については、改正法が8月に施行されるのに合わせ、広報等で新制度の周知を図っていく。

子ども手当

松永修巳議員(緑風会)
本市における子ども手当の対象者数、所要経費、未申請者への啓発、障害児等への配慮について問う。

**税制面への影響をどう考える
今後の制度設計の見直しを注視**

また、本制度創設に関連し、税制面における制度改革や行政運営上生じる影響等をどう考えているのか。
答 対象者は約6万3000人、支給額は78億7359

万3千円を見込んでおり、未申請者には8月に案内と申請書を郵送する。障害児等への独自の制度は計画していないが、障害児福祉手当等は引き続き支給される。税制面では、保育料等への影響に関し、状況を把握すると共に、今後の制度設計の見直しを注視しながら対応していく。

国・県の窓口

坂下しげき議員(市民の声)
本市には近隣市に比べて、市民が多く利用する国・県の窓口がない。市民ニーズの少ないIT事業に予算を

**市内に誘致 努力すべきでは
十分な調査・準備必要 検討進める**

使うより、市民ニーズの高い国・県の窓口を市内に誘致し、市民の利便性向上のため努力すべきではないか。また、旅券事務所は、旅券法の一部改正により市で見えて対応していきたい。

も窓口が設置できると聞くが、どう対応していくのか。
答 国・県の窓口の設置は、市民ニーズ、場所、国・県との調整など、十分な調査・準備が必要であり、検討を進めていく。